

浦添市議会議長交際費支出基準

平成 31 年 3 月 5 日 議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この基準は、浦添市議会議長（以下「議長」という。）が、浦添市議会を代表して行う外部等との交際費に要する経費（以下「交際費」という。）について、公正かつ適正な執行を図るため、その支出基準について必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第 2 条 議長交際費の支出については、その相手方及び内容が相当であり、金額が社会通念上妥当であると認められる範囲において、予算の範囲内で行うものとする。

(支出基準等)

第 3 条 交際費の支出に係る種別、内容、範囲及び支出の額等については、原則として別表に定めるとおりとする。

(議長交際費の公開)

第 4 条 議長交際費の支出状況等は、毎月当月分を翌月中に浦添市議会のホームページに公開する。ただし、公開情報に個人に関する情報が含まれている場合は、これを除くものとする。

(支出基準の見直し)

第 5 条 議長は、議長交際費の支出内容及び金額が市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化等を十分考慮し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第 6 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

種別	内容	範囲及び支出の額	備考
弔慰費	供花、広告料		浦添市議会議員その他関係者の弔事に関する要綱に定めるところによる。
会費	支出を要する各会合、懇親会、祝賀会等への参加に係る経費	会費相当額	
渉外費	表敬訪問若しくは要請・陳情又は来客等に伴う市特産品、手土産、記念品その他の贈答に係る経費	社会通念上相当な額	
接待費	友好都市等本市と関連の深い自治体及び団体等との交流を円滑にするために支出される接待、供応等に係る経費	社会通念上相当な額	
その他	上記に掲げるもののほか、議長が議会運営上特に必要であると認める経費	社会通念上相当な額	